

社会福祉法人 八葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 八葉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等を支給する業務の種類)

第2条 役員等に報酬等を支給する業務は次の各号に定めるところとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務しない役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。ただし、非常勤役員等が当法人の常勤職員を兼務し、常勤職員給与を支給している場合は、報酬等を支給しないものとする。

2 役員等が、兼業の禁止規定等がある職業であり、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、実費弁償費以外の報酬は支給しないものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する、報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 第2条に定める業務を行ったとき

- | | |
|-------|--------------|
| ① 理事 | 報酬日額 7,000 円 |
| ② 監事 | 報酬日額 7,000 円 |
| ③ 評議員 | 報酬日額 5,000 円 |

(2) 第2条に定める業務により出張するとき

報酬日額 10,000 円、宿泊費の実費額（上限 15,000 円）、及びその他の実費弁償費

2 前項において、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を弁償するものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該業務を行った都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(端数処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行し、平成29年4月1日に遡り適用する。